

【都道府県用中間報告書様式】

都道府県番号	2
都道府県名	青森県

【都道府県教育委員会における学力向上フロンティア事業の取組】

I. 学力向上推進地域名及び学校数、学力向上フロンティアスクール数

学力向上推進地域名	小学校 (うちフロンティアスクール)	中学校 (うちフロンティアスクール)	計 (うちフロンティアスクール)
青森県学力向上推進地域	456校 (6校)	191校 (6校)	647校 (12校)

II. 学力向上推進協議会（地区協議会）の設置数及び域内の学校数

地区協議会名	小学校 (うちフロンティアスクール数)	中学校 (うちフロンティアスクール数)	計 (うちフロンティアスクール数)
①東青地区協議会 (青森市、平内町、蟹田町、今別町、蓬田村、平舘村、三厩村)	68 (1)	28 (1)	96 (2)
②西北地区協議会 (五所川原市、鯉ヶ沢町、木造町、深浦町、岩崎村、森田村、柏村、稲垣村、車力村、板柳町、金木町、中里町、鶴田町、市浦村、小泊木村)	88 (1)	26 (1)	114 (2)
③中南地区協議会 (弘前市、黒石市、岩木町、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鰐町、尾上町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、碓ヶ関村)	81 (1)	33 (1)	114 (2)
④上北地区協議会 (十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、百石町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、下田町、天間林村、六ヶ所村)	74 (1)	37 (1)	111 (2)
⑤下北地区協議会 (むつ市、川内町、大畑町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、脇野沢村)	56 (1)	24 (1)	80 (2)
⑥三八地区協議会 (八戸市、三戸町、五戸町、田子町、名川町、南部町、階上町、福地村、南郷村、倉石村、新郷村)	89 (1)	43 (1)	132 (2)

Ⅲ. 都道府県教育委員会としての支援策（実践研究の成果の普及方策の構築、指導資料の作成等）

○地区別協議会に対して

県内全ての教育事務所（6）管内に本事業が均質な体制で確実に実施できるよう地区別協議会を設け、事業趣旨を説明・共通理解を図ると共に各年度毎の成果の普及方法等について明らかにした。

県教育委員会（県学力向上推進協議会）としては、実践研究の成果の普及に対する一方策として、本年度県内に指定した全ての学力向上フロンティアスクールの実施状況を「理論編・実践編・教材編」で構成する「学力向上フロンティアスクール実践事例集」として、県内に広く紹介し「確かな学力」向上の啓発、取組の一助とするために県内全ての小・中学校に配布することとしている。

○域内の学校（学力向上フロンティアスクール含む）に対して

県内学力向上フロンティアスクール12校の指定に当たっては、市部だけでなく町村部にも広くその対象校を定め、「地域の実態に応じた多様な取り組み」の実践研究をもとに発展的な学習や個に応じた指導等を支援する事として展開した。

また、指定校として日頃の取組を域内（県内）の学校に広く周知する目的から、各管内において、全ての学校が参加する校長研究協議会並びに教務主任研究協議会を通じて、「校長の視点」と教育課程を直接的に実施・管理する「教務主任の視点」で実践研究の成果と課題の報告を依頼し、協議を通じ域内の学校に指導・支援を図ってきたところである。

Ⅳ. 学力把握のための都道府県としての取組について

学力向上フロンティアスクール各学校へは、主体的に目標標準抛テスト等の実施を依頼することとし、平成15年度からは、必要な分析数値の提供依頼を打診している。

また、県教育委員会は、独自に年1回実施する全県的な学力調査を分析し、学力向上フロンティアスクール指定前と指定後の変容を把握していく予定である。

V. 学力向上推進協議会について

○開催時期（参加対象）

- | |
|---|
| (第1回) 平成14年 5月 (教育事務所指導主事、学力向上フロンティアスクール担当教員) |
| (第2回) 平成14年11月 (教育事務所指導主事、学力向上フロンティアスクール担当教員) |
| (第3回) 平成15年 2月 (教育事務所指導主事、学力向上フロンティアスクール担当教員) |

○テーマと主な協議内容（協議の中で提示された成果や課題など）

- | |
|--|
| (第1回)「学力向上フロンティア事業の実施について」 <ul style="list-style-type: none">・主な協議内容<ul style="list-style-type: none">・学力向上フロンティア事業の趣旨・県教育委員会としての本事業の位置付け・本事業の実施方法 |
| (第2回)「学力向上フロンティア事業の取組状況について」 <ul style="list-style-type: none">・主な協議内容<ul style="list-style-type: none">・各地区協議会の取組状況と問題点・各学力向上フロンティアスクールの取組状況と問題点・県学力向上推進協議会の取組状況・情報交換による今後の方向性 |
| (第3回)「学力向上フロンティア事業の成果と次年度の課題」 <ul style="list-style-type: none">・主な協議内容<ul style="list-style-type: none">・各部会毎成果と課題・平成15年度学力向上フロンティア事業の実施について |

成果：

- ・本事業を軸にした校内研修により以前に増して教員の研修の活性化が図られてきている。
- ・各学力向上フロンティアスクールの取組をもとに地域内に共通の意識が生まれ、広がってきている。
- ・保護者の協力を得た教育ボランティア等の取組が見られる。
- ・児童・生徒の学びに対する意識が変化し、学習意欲が向上した。
- ・習熟度別指導、少人数学習を日常的に実践するための指導体制が整い、教材研究もより深めることができている。教員の資質向上に効果が見られた。

- 課題：
- ・「学力の向上」を事業実施に関連させながら、客観的に把握する方法と生かし方はどうあればいいか再検討する必要がある。
 - ・児童・生徒の学力の評価を生かした指導の改善を進めていく必要がある。
 - ・補充的指導に比べ、発展的指導の方法や体制をさらに研究していく必要がある。
 - ・現在の研究教科に加えて、他の教科にもより研究を拡充することができるか検討する必要がある。
 - ・習熟度別学習の際のコース編成の仕方を検討する必要がある。

VI. 実施計画書において示した「事業評価の実施方法・内容」とその進捗状況

(事業評価の実施方法・内容)

- ・県内6教育事務所毎に地区協議会を開催し、ブロック毎に実践研究の評価を行う。
- ・各地区推進協議会代表者、教育事務所、県教育委員会等で構成する県学力向上推進協議会で各ブロックの実践報告・評価報告をもとに全県的な評価を行い、成果及び改善を含め事業の成果普及を目指す。

(進捗状況 (成果、課題等))

- ・県内6教育事務所毎に地区協議会を開催し、協議と同時にブロック毎に実践研究の評価を行っている。また、このことについては、第2回及び第3回県学力向上推進協議会で報告を受けている。
- ・指定校の取組を域内(県内)の学校に広く周知する目的に合わせ、事業評価の方法として、全ての学校が参加する校長研究協議会並びに教務主任研究協議会を通じて学力向上フロンティアスクールから報告してもらっている。
- ・「学力向上フロンティアスクール実践事例集」として、県内に広く紹介し「確かな学力」向上の啓発、取組の一助とするために県内全ての小・中学校に配布する。

今後は、この実践事例集をもとに県内各校へ積極的な利用、具体的な活用を推進していく。

【地区別協議会における特色ある取組】

※ここでは、地区内の学校に対する支援策、学力向上フロンティアスクールにおける実践研究の成果の普及方策等について特色があると思われる事項について記述し、協議会名を括弧書きすること

(地区内の学校に対する支援策)

- ・ 学校訪問の際、資料等により学力向上フロンティアスクールの取組の情報提供。(各地区)
- ・ 近隣の学校に対し、学力向上フロンティアスクールの校内研究会への参加紹介。(上北地区)
- ・ 管内域内における小・中合同の「確かな学力」向上のための講演・研修会の実施。(西北地区)
- ・ 地区研究会での実践発表。(中南、上北、三八地区)

(実践研究の成果の普及方策)

- ・ 管内小・中学校校長研究協議会及び教務主任研修協議会等において研究実践の発表。(各地区)
- ・ 保護者会での本事業への取組紹介。(各地区)
- ・ 地区校長会における全学級提案授業の実施、学区研での資料発表、参観日で習熟度別学習、少人数指導の実施。(西北地区)
- ・ 取組をHPの作成により公表。(中南、三八地区)
- ・ 15年度中に取組をまとめてHPの作成準備中。(西北、上北地区)